

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成28年10月21日

摂津市議会

# 目 次

総務常任委員会

10月21日

|   |    |
|---|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件----- | 1  |
| 開会の宣告-----                                    | 2  |
| 市長挨拶  |    |
| 委員会記録署名委員の指名-----                             | 2  |
| 議案第59号所管分の審査-----                             | 2  |
| 質疑（福住礼子委員、野口博委員、渡辺慎吾委員、山崎雅数委員）                |    |
| 議案第70号所管分の審査-----                             | 22 |
| 議案第71号の審査-----                                | 22 |
| 質疑（福住礼子委員、野口博委員、山崎雅数委員）                       |    |
| 採決-----                                       | 26 |
| 閉会の宣告-----                                    | 27 |

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成28年10月21日（金）午前9時58分 開会  
午後1時 9分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 三好義治      副委員長 山崎雅数      委員 野口 博  
委員 福住礼子      委員 渡辺慎吾

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正      副市長 奥村良夫  
市長公室長 乾 富治      同室次長兼人事課長 大橋徹之  
総務部長 杉本正彦      同部次長兼市民税課長 豊田拓夫  
防災管財課長 古賀順也      財政課長 石原幸一郎  
消防長 樋上繁昭      消防本部次長兼消防署長 明原 修  
消防本部参事兼総務課長 橋本雅昭

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉      同局総括主査 田村信也

### 1. 審査案件

議案第59号 平成28年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分  
議案第70号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分  
議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

何かとお忙しいところ総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

今日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、福住委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第59号所管分の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の中の3ページにございます債務負担行為の補正というところで、公共施設等各種機械警備委託事業がございしますが、これについて、対象とな

る施設の数、それから、期間を5年間とされている理由、また委託事業者の決定をどのようにされるのかということをお聞きしたいと思います。

それから市庁舎E S C O事業のところでございますけれども、これにつきましては、会派としても10年ほど前に地球温暖化対策と省エネサービスに有効なE S C O事業の導入について質問させていただいたという経緯がありました。その時は余り効果が期待できないという答弁だったようですけれども、庁舎の空調設備の更新時期にきているということで、平成26年度の決算審査委員会の際に答弁をいただいたこともございます。E S C O事業による効果の見込みというのはどのぐらいあるのかということと、それから維持管理を長期間契約することで経費削減が図れるといったことも、平成26年度の決算審査委員会の際に答弁をいただいたこともございます。そんな中で、15年間の期間というのが、一般的な年数なのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、16ページの歳出のところにあります総務管理費の中にE S C O提案審査会委員報酬がございします。これについては何名ぐらいを予定されているのか。また、どういった方が選ばれていくのかということをお聞きしたいと思います。

20ページの消防費についてでございますが、旧味舌スポーツセンターの耐震補強等が見直しになって、屯所の建て替え工事が先送りになったということです。今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原財政課長 私のほうから財政課に係りますご質問に答弁申し上げます。

3 ページの公共施設等各種機械警備委託事業の債務負担行為でございます。こちらに関しましては、今回、小中学校と市内の公共施設の中で46施設を対象に債務負担を組んでおります。

今回の5年の理由でございますけれども、債務負担行為の年数については、いろいろとその性質でありますとか事業目的で長さが変わってくるかと思うんですけども、今回機械警備ということで、一定初期投資で警報装置等を設置しますので、その償却の関係から5年という年数を設けさせていただいているところでございます。

それと、今回の事業者の決定につきまして、今後のスケジュールというところで話をさせていただきますと、今回これで議決を得ましたら、各原課のほうからそれぞれ仕様書等、入札事務の執行依頼をいただきまして、財政課のほうで業者選定、現場説明のほうを行っていきます。現場説明のほうでいろいろと見ていただきますので、通常よりも、業者の見積もりの積算の時間がかかるということで、今回この時期に債務負担行為としてあげさせていただいているところでございます。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 それでは、福住委員の質問に対して答弁申し上げます。

このE S C O事業の効果の見込みはどれぐらいあるのかということについて、まず、今回E S C O事業につきまして対象としている設備、これについては、空調設備、照明設備、あと熱源設備、中央監視装置を想定しております。これらにつきまして、E S C O事業を導入する狙いといたしまして、二酸化炭素排出量の削減ですとか、エネルギー消費の削減、こういった狙いがございます。そして、本市が目指しており

ますのは、二酸化炭素排出量の削減で25%以上が見込めるということで検証いたしております。さらには、光熱水費削減効果として、直近の光熱水費が4,550万円ほどありまして、これらがE S C O事業を導入することで1割から2割削減を見込めるということで考えております。

2点目の長期間、15年間契約することは一般的な契約期間なのかどうかというところでありまして、今回その空調設備、また照明器具導入に当たりまして、まずは民間の資金を活用するということで、市の支出につきましては、この15年間をもって平準化を図った中で、E S C Oサービス料としてE S C O事業者を支払っていくということが大きな特徴でございます。

あともう1点、この15年間、E S C O事業で導入した設備につきましては、E S C O事業者の持ち物ということになりますので、E S C O事業者が15年間責任を持って所有をしていかなければならない。また維持管理をしていかなければならないということで、例えば修繕が発生した場合も、E S C O事業者が担っていくということで、15年間のリスクの回避が図れるといったこともございます。

3点目のE S C O提案審査会のメンバーですけれども、今想定しておりますのは、外部委員といたしまして、大阪府から紹介されます外部有識者、この方は環境、建築等に熟知されている特に設備関係を専門とされている大学教授、それと大阪府の公共建築を担当している省エネルギー担当者、それと会社の経営状況ですとか、ファイナンスとして特にE S C O事業の経営状況診断の実績のある公認会計士、という外部の3名です。あとは庁内の関係課長で

構成していきたいと考えております。

○三好義治委員長 橋本参事。

○橋本消防本部参事 福住委員のご質問にお答えいたします。

今回の減額補正ですが、旧味舌小学校跡地利用の見直しによりまして、屯所の建て替え工事の実施設計、それと新築の実施設計、それと屯所の仮設工事の請負、これを減額補正したものでございます。

今後の見通しでございますが、平成30年度に現屯所の解体の設計、それと解体工事、仮設屯所の建設の設計委託、それと建設工事、新屯所の建設工事の委託を予定しております。

平成31年度には、新屯所の建設工事、それに伴いまして、仮設屯所の解体工事を予定しております。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 公共施設等各種機械警備委託事業につきましてはおわかりました。46の施設、現場を全部見て見積もりを出してもらおうということですので、大変労力のいることだと思いますけれども、いずれにしても、5年間しっかりと任せられ、経費の面でもいい提案をできる事業者を選んでいただきたいと思っております。

次に、E S C O事業につきましては、二酸化炭素排出量削減、エネルギーの削減ということで、4,500万円ぐらいの光熱水費が1割から2割ぐらい削減できるといことで、大きく期待できる場所だと思いますけれども、15年間という大変長い期間になります。経済の変動によってもいろいろあると思うんですけれども、その辺のリスクも考えておかなければいけないということもありますので、しっかりと安心できる事業者の選択をしていただきたいと思っておりますが、民間の活用という点か

らですけれども、せっかくですので、市内事業者の育成につなげられたら一番いいんですけども、そういうE S C O事業を提案できる事業者が市内にあるのかどうか調査されているのであれば、お聞きしたいと思っております。

それから、E S C O提案審査会委員につきましてはおわかりました。人数が何人になるのかだけ、もう一度お願いしたいと思っております。

それから、旧味舌小学校跡地利用の見直しによる屯所の建て替え等についてはおわかりました。平成31年度には新屯所の建設工事ということです。第4次総合計画の目標の中に、消防団の機能が強化され、地域消防力の向上ということを目標にされていたと思っております。屯所が新しくなるということで、団員についてもさらに頑張りたいところなんですけれども、団員数についても、410名ぐらいの目標というような設定をされておりましたが、これから高齢者がふえていく中で、団員数の確保の継続というのはどのぐらいできるものなのでしょうか。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 そうしましたら、2回目の質問にお答えします。

E S C O事業者で市内の事業者があるのかどうかというお問い合わせなんですけれども、E S C O事業者そのものにつきましてはございません。ただ、大阪府内で、関西E S C O協会に加入している事業者については22者ございます。

それと、市内企業の育成の観点という部分で、他市の事例におきましては、審査基準の中で例えば市内メーカーを使用するとか、協力業者として市内事業者と連携するといった場合について、審査の中で加点

していくというような事例がございますので、本市におきましても、その視点については審査会の中でしっかり議論して検討していきたいと考えております。

2点目のご質問ですけれども、審査のメンバー数ですけれども、外部委員3名、内部委員3名の計6名で今のところ考えております。

○三好義治委員長 橋本参事。

○橋本消防本部参事 今後の消防団員の確保というお問い合わせにお答えさせていただきます。

消防団員は10月1日現在、403名でございます。条例定数といたしましては、機能別消防団も合わせまして440名となっております。平成32年度までに410名まで持っていきまして、条例定数いっぱいぐらいまでいけたらという見通しでございます。

消防団員の確保の点ということで、現在、市内の消防団員の方の家族であったりとか、お知り合いであったりとか、その辺の方のご紹介、またはご推薦、その辺で消防団員を確保しているような状態でございます。年々少しずつではございますが、消防団員が減ることはなく、少しずつではございますが、増えていっているという現状でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ESCO事業についてわかりました。いずれにしましても、大阪府も推奨している事業でございますし、しっかりと連携をとりながら、取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、消防団員の数は着実にふえているということでありがたいことだと思います。今後地域の防災リーダーとなってい

ただくようなそういった訓練や教育にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 それでは、数点についてお尋ねしたいと思います。

今回、昨年度の決算を受けての補正予算計上だとか、市長選挙でも大きな争点になった旧味舌小学校跡地に関する問題、庁内の設備関係にかかわるESCO事業などが補正予算の中身でありますけれども、最初に財政的な問題で少しだけ確認の意味でお尋ねします。

平成27年度決算を受けて、繰越金、いわゆる黒字分を、約3億3,800万円全額を財政調整基金に積み立てしてありますけれども、全額積み立てするというこの考え方についてお尋ねしておきます。

もう一つは、今回交付団体になりましたので、普通交付税が2億5,913万7,000円、臨時財政対策債が5億4,368万7,000円計上されました。その分、市債も減らすという、そういう予算組みを行っておりますけれども、この臨時財政対策債も含めて、数字的な根拠についてこの際お尋ねしておきます。財政面は以上です。

二つ目は、旧味舌小学校跡地に絡む話であります。総務部としては、防災管財課が担当でありますので、この間の経過を踏まえて、解体するための予算が組まれました。当初予算で組まれた関係予算を減額するということでもありますけれども、ここに至った経過について、きちっとお互い認識を一つにすることが大事ですので、まずこの間の経過についてから、どういうふうに見ているのかということと、その経過について、今後の進め方についてどういう教訓として受けとめるかという問題について、最

初にお尋ねしたいと思います。

ご承知のとおり、平成26年度に700万円の予算が組まれて、二つの小学校跡地について、株式会社ジャスに委託をし、報告書をまとめられました。結論は二つとも売却を基本にするんだということで説明をされて始まりました。昨年3月議会でも、6月議会でも、ことしの3月議会でも、その方針で一応議論をしておいたわけがありますけども、経過を経て今日の形になってきたということでもあります。そうした経過について、行政側として、そこに多くの税金が投入されようとするわけですから、関係者も含めて市民の方々にどういう説明をされてきたのかという、この進め方に大きな問題があると思います。この間の結果を見た場合に、何事も行政のフリーハンドで進めてきたという点が大きな問題だと思っております。

けしからんのは、関係者への説明の場で売却は今が旬だとか、売りどきだとおっしゃって、売却していくという方針で進めてきたのに、市長選挙の直前に市長が凍結を表明するという、政治的な判断でそういう方針に転換をしたと私は思っておりますけども、そういうことになりました。その中で、6月に説明をされてから、この10月まで、方向転換も含めて関係者にどういう説明をされてきたのかということ、まずお尋ねしておきたいと思います。

それから、今後の進め方があります。今回、解体実施設計予算が約2,000万円が計上されました。この間の経過については承知しておりますけども、これまでの経過の教訓の一つとして、関係法律をきちっと守って対応していくと。そういう中で、市民にもちゃんと理解をいただいて進めていくという行政の姿勢の問題がありま

すので、建築基準法で用途地域の中では、第二種住居地域であります。ここには体育館などは建設できないとしているわけがあります。今後、体育館も含めて、そういう用途で進めようとしておりますけども、そういう建築基準法の関係で進めていく場合は、いわゆる建築基準法第48条の但し書きの関係をきちっとおさえて進めていくのか、用途地域を変更するという流れでいくのか、また、いろんな形で地区計画をしておりますけども、そういう形でいくのかという、3通りがあると思っておりますけども、その点の今後の進め方について、どういう議論をされているのかという点を教えていただきたいと思っております。

それから、この問題にかかわっているいろんな角度から議論されてきましたけども、防災管財課でありますから、今日のいろんな災害発生状況を見たときに、避難地としての問題をどう解消しようとしているのか。地域防災計画では、旧三宅小学校跡地もそうありますけど、旧味舌小学校跡地も4,000名を超える方々の避難場所と指定してあります。数字を言いますと、4,686名の方がここに避難して行くんだという、そういう計算をされておりますけども、いわゆる防災空地として残すことについて、どういう取り組みをなされているのかお尋ねしておきたいと思っております。

それと、解体そのものの問題であります。全て解体していくということでもありますけども、報告書の中では校舎で見ますと、北側校舎については3階建てでありますけども、道路斜線制限が一部かかるということで無理だとおっしゃって、当然、廃校になって8年経ちますので、使うとした場合にそういう道路斜線の問題をクリアしなければなりませんし、クリアしたとして

も、建物そのものを使えるようにしなきゃならないという問題はありますけども、使うという仮定で物事を進めれば、いろんな知恵も出てくるんだと思いますけども、解体するという決断に至った現状の校舎の活用との絡みの話で、どういう問題整理をされたのかということを知りたいと思いますし、この解体の中身についても、あわせてお答えいただきたいと思います。

3点目の問題は、E S C O事業の問題です。いろいろ説明もいただきながら、自分なりにも頭の整理をしながらきたわけです。私、私のフェイスブックの議員がフェイスブックに掲載しているんですけども、このE S C O事業そのものは、わかりやすく言えば、建物施設管理、施設設備に関するP F Iというふうに思いますけども、その議員の自治体では毎回議案としてP F I事業が議案として提案されると。契約はブラックボックスに近い。地元業者もなかなか入れないと。一体メリットは何なのかという、こういう文書を議員が書いているわけです。そういう問題を性格として持っている事業を今から進めようとしているわけですので、質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど地元業者の育成問題を言われました。そのとおりの話です。約8億円のお金が15年間税金で投入されようとしています。これに当然光熱水費はプラス分としてかかるわけです。多くの税金が投入されますので、やっぱり地元業者をいかにそこに絡めていくのかということを知りたいという点で、そういう問題について業者から説明をいただき、加点をしながら決定していくということがありますけども、

そういうやり方はこれまでもいろんな公共事業で行ってきたわけであり。過去の公共事業でそういう地元業者をいろんな形で入れていただいて、仕事を発注しなさいという動きをした結果、何かそういう大きな特徴はありましたか。地元業者を実際に入れて頑張っていたということがあれば、そういうことも含めてお示しいただきたいです。

それと、E S C O事業そのものについて私の理解も薄いわけであり。わかりやすく説明をいただきたい。先ほど私はP F Iの話はしましたけども、4つの点、照明、空調、熱源、中央監視システム、当然これに合わせてトイレとかいろんな設備もその他ありますので、これは提案の中で議論をされて、結論を出していただくと思います。今回債務負担行為で約7億9,000万円を計上されました。税金の投入としては、これと15年間毎年の光熱水費がかかってくると思います。そして、おっしゃったように、1割から2割の光熱水費の削減を考えている。その分が市に返ってくるという関係になるのかもしれない。もう少しわかりやすく説明をいただきたいです。

それと、P F Iのときにもいろいろ議論になりましたけども、建設から管理までお願いすると、途中で委託業者が倒産した場合はどうするのかという話がありました。幾つかそういうP F I事業を活用したところで業者が倒産されて、大変苦労した自治体もありましたけども、今回、設備関係でそれをするわけで、そういう倒産だとか、そういう瑕疵状態になった場合に、契約上どういうことになるのかを教えてください。

それと、業者の決定の仕方であります。一般的にいろんな入札制度があります。一般競争入札だとか、提案方式で業者にきていただいて、それで決定するとかもありますけども、公明正大に業者を選定するということではありますけども、業者選定をどういう流れで進めていくのかということもお尋ねしておきたいと思います。

それと、大分前にこの制度が提唱され、豊中市などでは15年前からやっている。当然設備ですから、耐用年数の関係でやりたくてもできないということが自治体の実態に応じて出てくるだろうと思いますけども、大阪府下の状況で、ESCO事業を導入している自治体がどのぐらいあるのかということをお教えいただきたいと思います。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原財政課長 それでは、財政課に係りますご質問にご答弁申し上げます。

まず、繰越金でございます。こちらのほうにつきましては、平成27年度の決算が確定しまして、実質収支を繰り越しております。今回、その繰越金を全額財政調整基金に積み立てているということなんですけれども、地方財政法のほうに実質収支については、2分の1をくだらない額を積み立てることができるということで、これまで2分の1程度を積んで、残りは補正財源に使ったり、いろいろな手法をとってきておまして、ここ最近ではほぼ全額に近い額を財政調整基金に積んでいる状況であります。こちらのほうは最終、これからどういう経済状況があって、歳入についても、歳出についてもいろんなものが出てくる可能性がありますけども、最終、決算収支を見据えた中で、今回全額計上させていただいています。

あと、財政運営上でよく話をさせていただくんですけども、やはり基金と市債のバランスというところで、できるだけ財政としては今後何かあるかもしれないために、しっかりと備えていくということで、基金をできるだけ増やしていきたい、温存していきたいということがありますので、もちろん、基金だけふやして、市債との関係というのも、きっちりとその辺はチェックしながらですけれども、そういう考えに基づいて、財政調整基金のほうに全額を計上させていただいているところでございます。

次に、平成28年度の普通交付税についてでございます。こちらのほうは、今回普通交付税と臨時財政対策債、この補正のほうに計上させていただいている額につきましては、基準財政収入額のほうで、まず法人税割のほうが対前年度比で約1億4,000万円ほど伸びております。それと、地方消費税交付金のほうも対前年度比で約1億6,000万円程度ふえていると。

歳入につきましては、税収と地方消費税交付金ですね。そちらのほうの増がありまして、これはマイナス要因となるんですけども、そういうものが大きくありました。

歳出につきましては、今回から平成27年国調人口を新たに算定の数値として用いておりますので、人口がふえているということで、基準財政需要額につきましては、増、プラスの要因となっているんですけども、それ以上に歳入の増になった要因が大きかったということで、今回の交付税と臨時財政対策債の計上の額になっているところでございます。

あと、国のほうも平成27年度の地方一般財源、そちらのほうを平成28年度から平成30年度までは、平成27年度のその数値をくだらないというふうにしかり

と確保するということを言っていたいでいるんですけども、ただ地方交付税につきましては、毎年数パーセントですけども、平成29年度に向けても、約5%をまた減らされるというふうな動きもありまして、国全体でのもとの交付税のパイが減らされてきているということから、今回、前年度に比べて減の数字になっているというところがございます。

あともう1点、ESCO事業で地元業者を活用することといった内容で、これまでに仕様書等でそういうことをうたったことがあるかということだったと思うんですけども、過去の状況におきまして、具体的にどういうふうな事業であったかというのは記憶しておらないんですけども、仕様書のほうでできるだけ市内業者を活用することと、そういう一文を入れた仕様書があったことは記憶しているところがございます。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 そうしましたら、野口委員の旧味舌小学校の解体に係る質問について、ご答弁申し上げます。

まず、避難所の件ですけれども、避難所につきましては、確かに体育館が避難所として指定されておりますので、現在、近隣の民間施設を中心に代替施設となる避難所を協議しているところでありまして、現時点では前向きな回答もいただいているところがございます。

解体について、全て解体しなければならぬかというようなお問い合わせであったと思いますが、平成27年度に政策推進課が跡地利用計画の調査結果につきまして、北側校舎については建築基準法の道路斜線制限に適合せず、また天空率も検証した結果、違法状態であるというふうに確認

されていることは認識いたしております。その違法状態を解消するには、道路斜線に係る校舎3階部分の除去、または制限に適合した屋根の新設が必要となってきます。

また、使用するとなれば、バリアフリー対策工事ですとか、エレベーターの新設工事、また既存不適格箇所の是正工事、コンクリートが築50年を超えてきますので、それに対する強度補強ですとか、中性化対策、使用できていない給排水設備、これら、かなり大規模な改修工事が必要となるということで、費用対効果からも使用していくことは困難であるという結論は、平成27年に総務常任委員協議会において説明しているということを認識しております。

また今回解体工事及び大規模改修していくということになりますと、財源の問題だけでなく、今回整備の目標であります新しく保育所を整備していくという部分に影響してくるということで、場合によりましては、期限内に建てられなくなるという問題も生じるかと思っておりますので、校舎の一部を残すということにつきましては、現時点では考えておりません。

○三好義治委員長 杉本部長。

○杉本総務部長 政策推進課の所管の部分もでございますので、概略的にだけ答弁させていただくことになると思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

調査報告書をつくって、売却の方針でということがあったということで、それがよかったのかどうかということもご指摘の中身かなとは思いますが、もちろん、本年の第1回定例会においても、この売却の形で体育館等も残す形での予算組みをしてきたということは事実でございます。それを大きく方針転換したということでございますし、これは6月の第2回定例会の

前に各協議会等でご説明をさせていただきましたとおりでございますけども、いま一度振り返って考えてまいりますと、まず、我々が検討したのは昨年の6月、7月ぐらいです。この時点の状況と大きく市を取り巻く状況が変わったということが一つあるかと思えます。これは、やはり千里丘新町の土地があれほどの金額で売れるということは我々も考えていませんでしたし、なぜかと申しますと、地元自治会の会長の方たちとお話をしたときに、摂津市の財政状況はそれだけ悪いんやったら、これは売ってほしくないけども、致し方ないというようなご意見で、市の意見に対してある程度のご理解を示していただいたということもございました。そんなことを考えますと、まず財政的な問題が一つあります。しかしながら、そういうながらも、全体としては売却の方向でというのは、なかなか行政として旗を降ろさずにきたということも事実でございます。若干、方向転換が遅くなったということは反省点かと思えますけれども、しかしながら、この後、年末年始にかけて桃林会問題、保育所の民営化の問題が出てきました。その次に、2月ごろには待機児童の問題が出てきた。大分声が薄れましたけど、やはりいまだに待機児童はたくさんおられますし、これを早急に解決しなくてはいけないというようなことがバックボーンにありまして、次に用途地域の問題、体育館として使えるという前提で、耐震補強をするという前提でやってまいりましたけども、大阪府との協議を重ねる中では、体育施設としては使うことはまかりならんといったことで、耐震補強しても何ら使えない施設になってしまうのではないかという危惧がありました。そういったいろんなことを考えたときに、これ

はやはりどこかでもう一度十分考えていなくてはいけないのではないかなという思いが我々の中にありました。3月定例会が終わってからでしたけども、そういったことを内部で協議いたしました。本当にこのままのお金の使い方、我々が市民に対して十分信託にこたえる跡地利用になるのかどうかということを考えてときに、今回の案の原案的なものを職員の協議の中で決めたということもございまして、もちろん最終的には市長の決断ではございますけども、内部として、我々として、今やるべきことをしっかりやったという結果で、ただ野口委員がおっしゃるように、方向が大きく変わったのではないかということに見えるかもしれませんが、我々は真摯に常に考えたというふうにご理解をいただけたらと思えます。

また、その後で熊本の地震が起きました。防災空地が大きくクローズアップされました。益城町の車の避難の状況等を見たときに、やはりこれは防災空地として、あれだけの市街化された中でああいう空き地があるのではないかというようなことも、我々の計画をより強くする状況になったというふうにご理解しております。

そんなことをいろいろ今振り返っておりますけども、そういったことをもって、我々としては今ご提案している解体、それから新しい施設、保育所の仮園舎なしでの直での移設、防災空地、これが今我々の考える中でベストで、市民に対しての信託にこたえられる判断ではないのかなというふうにご理解いただけたらと思えます。

○三好義治委員長 ESCO事業について、古賀課長。

○古賀防災管財課長 そうしましたら、E

ESCO事業について、ご説明いたします。

ESCO事業ですけれども、通常の設備更新の場合は、設計を現年度で行いまして、次年度に工事、それから供用開始というような形なんですけれども、今回省エネルギー改修にすぐれたノウハウを有する民間事業者が事業資金計画から設計、施工、維持管理、効果検証まで一括請負することで、契約満了時まで提案時に示した光熱水費削減も保障する事業というものであります。そのため、あらかじめ契約において光熱水費削減額を保障し、民間事業者が予定削減額を達成できなかった場合については、ペナルティーが課せられるというのも、このESCO事業の特徴であります。

それと、先ほども申し上げましたように、契約期間中の設備につきましても、民間事業者の所有ということになりますので、省エネ効果の実現を図りながら、検証、分析を行って、一定の光熱水費の水準を保っていくということになります。

それと、当初の設備の資金調達、これは民間事業者が行うことになりますので、市の支出は15年間で事業期間中に平準化して支払うということになります。ただ、今回の債務負担行為につきましても、ESCO事業者を公募するに当たりまして、長期間継続して契約していくという保障をする必要がありますので、行っていくものであります。

次に、倒産した場合どうなっていくのかということになりますけれども、まず、事業者が決定した後に、契約書を結ぶに当たりまして、破綻した時点でどういった取り扱いをしていくのか、それは契約内容に明記していく必要がございます。明記する内容といたしましては、設備等の所有権を無償で譲渡し、倒産以降の設備の運営管理を

市へ付託する。または、市の承諾を得た上で、省エネルギーサービスの履行が引き続き図れるように、新事業者に業務を引き継ぐ。三つ目といたしましては、自己の負担により設備等を撤去し、履行場所を改修前の現状に回復するといったような内容が挙げられますけれども、実際のところ、もし事業者が倒産した場合については、新事業者に業務を引き継ぐような内容で契約内容に盛り込んでおられる事例というのが多々あります。ちなみに、大阪府内の今進めておられますESCO事業については、倒産した事例というのはありません。

それと、最後に業者の選定委員会の今後の進め方でございますけれども、ESCO提案審査会を設置いたしまして、第1回目の審査会でプロポーザルの実施内容ですとか、あと募集要項の内容を検討いたしまして、その後、公募をしていくということになります。

それから、参加していただく事業者につきましても、庁舎の現場、ウォークスルー調査ですとか、また質疑応答に市のほうが答えてくということ、2回目の審査会で事業者のほうを決定していきたいというふうに考えております。

それで、年度内には最優秀事業者を決定した後に、契約については次年度以降に契約というような流れで考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 財政問題はそれで結構です。

旧味舌小学校の問題です。総務部長に経過についてご答弁いただきましたので、とりあえず議論の場としては、良としますけれども、市民は怒っているということは申し上げておきたいと思っております。

いろんな状況変化に基づいて方針転換

に至ったという話がありましたけども、これはあんまり言いたくないんですけども、6月の本会議で山崎議員が一般質問をしているんですよ。そのときに売却方針は凍結しますというご答弁をされないで、出馬表明の中でおっしゃった。本来なら、それも匂わせたご答弁をされてから表明するというのが真摯な対応だと思いますけども、この点は強調して申し上げておきます。

それで、ご答弁がなかった今後の進め方です。きちっと周辺の住民の方々もそうでありますけども、職員全体の知恵を絞って、法律を守って事を進めていくと。守る上ではいろんな制限もありますので、市民の要求に応えられないこともあるかもわかりませんが、ちゃんと進めていくのが大きな教訓でありますので、地区計画、用途地域変更、そして建築基準法第48条但し書きに基づくやり方の3通りを申し上げましたけれども、それでどれを選択しようとしているのかを明らかにしてください。

全体として、行政側として情勢の変化についていろいろ理由つけて、そういうことで今日に至ってますけども、それは行政の判断なんですよ。その判断をちゃんと関係者、自治会も含めてお伝えして、そして、市民の財産である学校跡地をどう使いましょうかと。行政が考えているいろんなノウハウがありますから、それも披瀝していただいて、一緒にまちづくりをどうするかと。その上で、この跡地をどう活用しましょうかと。要求はいっぱいあります。そういうかわり方を経て物事を進めていくということをぜひお願いしたいと思います。そこで、行政の判断が継承されていくわけで、行政に対する信頼もそこで得られるわけで、ぜひそういうことは今後を生

かしていただきたいということを合わせて申し上げておきたいと思います。

それと、旧味舌小学校跡地の問題で、国の補助金の見通し等について、今考えている中身を少し教えていただきたいと思います。

E S C O事業の問題はなかなかわかりにくいですね。6人の委員で業者を選定していくという話であります。一般的な公共事業については、入札の金額が見れますし、指定管理の場合は、1年間の業務報告があります。私たちが業者選定過程を見る方法には、どういうものがあるのでしょうか。ブラックボックスになる可能性もありますので、これだけ多くのお金が税金で投入されますので、一般の公共事業と比べた場合に、どういう形で私たち市民の側が見ることができるのかという内容について少しお答えをいただきたいと思います。

それと、初歩的な質問で申しわけないですけども、設計見積もりを上げて契約し、改修工事を行うと。この改修工事ですけれども、4つの設備、プラスアルファ、これを全て一括で工事をして、それで15年間の中で動いていくという理解でいいのかどうかもお答えいただきたいと思います。

また、国の補助金だとか、国の関与というのは、財政面も含めてどういうものがあるのか教えていただきたいと思います。また、府下の状況ですけども、問題が発生したとかではなく、実際に実施をしている自治体があるのかということについてご答弁いただきたいと思います。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 そうしましたら、野口委員のE S C O事業にかかわる質問に対して、ご答弁申し上げます。

業者選定過程において、市民が見ていく

ことができるのかどうかということであり、まず、第1回の審査会において、会議の公開の指針に基づいて公開していくのかどうかという部分の議論になるかと思っておりますので、そこで決定していきたいと考えております。

それと、二つ目のご質問の4つの設備について、それを15年間整備をして、維持管理をしていくということなのかどうかということであり、委員のご指摘のとおり、15年間、民間事業者が維持管理をしていくということでございます。

それと、国の関与、補助金があるのかという部分でございますけれども、国のほうにはエネルギー使用合理化事業者支援補助金というものがございます。ただし、近年、補助金の応募事業者が増加傾向にあることから、採択率は高くないというようなことでございますので、必ずしも申請をしたから補助金を通るといったものではございません。ですけれども、もちろんESCO事業者のほうに補助金申請していただくこととなりますので、もちろん補助金申請については考えていただくことしております。

それと、他市の事例ということであり、今回ESCO事業に取り組むに当たりまして、近隣市を視察いたしております。西宮市では、すこやかケア西宮という施設を視察に行かせていただいて、お話を伺ったときには、省エネ効果が35.8%、また二酸化炭素排出量の削減率が40.3%であったということをお伺いしております。

それと、また近隣市でも八尾市も平成29年から取り組んでいくということで、摂津市と同様に空調機器の設備ですとか、ま

たLED照明、また稼働制御の装置、そういったものの導入も考えていくことで、八尾市の場合も30%を超えるような省エネ率を見込んでいるということをお聞きいたしております。

○三好義治委員長 古賀課長、大阪府下で事例が何件あるかという点はわかりません。

○古賀防災管財課長 申し訳ございません。大阪府内で取り組んでいるのが、7市1町で取り組んでおります。

○三好義治委員長 旧味舌小学校跡地については今回は解体の予算ですので、所管の範囲内で答弁をしていただきたいと思います。

杉本部長。

○杉本総務部長 解体と今後の方向性ですけれども、府と、どういうふうにあそこへ施設を建てていくかということをお協議しております。ご指摘があった建築基準法の関係についても府と協議中ですので、これは後日ご報告ができるのかと考えております。いずれにしても不可能ではないと考えております。手法をどうするかということになるかと思っております。

それから、解体についてです。

解体について、まず法律を守る。これは市のやることですから当然ですし、今後はアスベストの問題であるとか騒音であるとか、さまざまな問題がこれからあろうかと思っております。これは地元の説明、これも今後、業者等が決まってまいりますので、工法等を十分協議をして、できる限り地元にご説明をしながら、法律を守って、地元の説明をしながら進めていくという形をとりたいと考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 先ほど1点忘れた質問が

ありまして、E S C O事業の関係でありますけれども、市内で設備関係業者の中で、E S C O事業に参加できる資格を持った人はいないとおっしゃいました。契約の中で協力業者なりいろいろな形で参加してもらうようなことも含めて検討していきたいとお話があったんですけども、そういう話を進めるにしても、市内の設備関係業者の方がE S C O事業に参加できる技術の取得がなければ前提がなり立ちませんので、あわせて市内業者支援策として、そういう技術が取得できるような支援策も並行して考えていただきたいということで、お願いしておきます。

7市1町の自治体名については後から結構ですから、資料としていただきたいと思います。

あと旧味舌小学校跡地の今後の進め方ありますけれども、法令遵守ということで、それは当然であります。どっちにしても、建築基準法の第48条但し書きしか僕はないと思っています。建築基準法に基づいて進めていくということでやらなければ展望はないと思いますけれども、それでも手続を見ますと、最低100日はかかるわけですね。そういうことも一応頭に入っているかと思いますが、ぜひ見ていただいて、きちっとした形で地元説明、地元協議含めて進めていただきたいということもあわせて申し上げておきたいと思います。

○三好義治委員長 渡辺委員。  
○渡辺慎吾委員 質問させていただきたいと思います。

先ほど、味舌小学校の跡地の問題を野口委員がいろいろ質問されておりましたけれども、あそこは売るという前提のもとに、地域の住民の方々にさまざまな説明をし、そこにいろいろな地元議員も絡んできて、相

当いろんすすったもんだをしながら、やった経緯があるわけです。

また3月の時点では売るという前提ということで念を押して言ってはったような状況の中で、6月議会が終わった後に凍結するということを言われた。私は亡き小野副市長といろいろその辺のお話をさせていただいた中で、これは言った言わんということになるというふうに思いますし、お亡くなりになったから、そういう点ではしっかりと証人はいないんですけども、一応選挙対策でそういう形をやっていきたいと思うということを彼は言うておられました。

今、総務部長からいろいろな説明があって、それに対してその辺の理屈をつけられてやっておられたんですけども、非常に地域住民からしたら不信を持っているわけでございます。

解体して保育所を建てるということで、待機児童ゼロを目指すということと、防災空地として残されるということなんですが、ずっと過程を経ながら、そういう形で急遽変更になったことやから、現時点でも地域住民は行政に対しての不信感を持っておるといふふうに私は認識しております。全体的にそういう形で残されるということは私は是としたいわけですけど、しかし、今後、凍結ではなくて、そこは半永久的に市の財産として市民に対して活用するというをはっきりと私は言うべきだと思います。その点についてお答えをいただきたいということでございます。

それから、E S C O事業ですけど、私も勉強不足で非常に申しわけないんです。これは環境対策という全体的な国の流れ、世界的な流れの中で、政府の肝いりでE S C O事業を展開されるということなんです

けど、実際の話、皆さんもそれなりに暗中模索しながら、他市の事例を見ながらいろいろ施策をこういう形で検討してこられたというふうに思うんですけど、その辺の過程といいますか、どういうふうな形で予算化されたのか。その辺のことを詳しくお聞かせ願いたいのと、それから、メリットと言いますか、二酸化炭素排出量を削減するとか、そういう形で言うておられますけど、それだけの予算をかけて、大阪府下で7市1町でやっておられるということなんですけど、率先してやるべき事業なのかどうかということも非常に私は疑問を持っていますので、その辺の説明をしていただきたいと思います。

それから消防団なんですけど、私は分団長していて、日々、団員の維持に苦労しておるわけなんですけど、数字的には増えたという形で言うておられるんですけど、還暦以上の方々が非常に多いわけです。いざ災害が起きたときに出勤できる部隊が実際今の状況の中で一体どうなのか。その辺の人員を数字的には確保していると思うんです。女性の消防団員もいてはりますけど、そういうことから考えましたら、中身が僕は一番肝心だというふうに思います。そういう点で数字だけではなくて、中身の充実をどういうふうにしていくかということ、そのことをお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 渡辺委員のご質問にお答えします。

まず、このE S C O事業の導入に至った経緯でございますけれども、まず老朽化しております空調機器、これは平成5年に庁舎が建ってから、もう既に二十数年経過しており、老朽化が著しくなっております。この設備更新に当たりまして、まずは

初期投資費用を圧縮する直近支出の削減を図るということで、民間活力の導入について検討してまいりました。そこで、この省エネルギー改修事業のいわゆるE S C O事業を導入すれば、直近支出の削減と支出の平準化が図れる。さらには、環境負荷の軽減が図れるといったメリットが多ことから、大阪府のほうも推進していますE S C O事業を導入しまして、市庁舎内の空調機器の更新を実現していきたいということで、今回計上させていただいております。

それと、E S C O事業を取り組んだ場合のメリットですけれども、5点ほどあるかと考えております。まず、1点目が工期の短縮を図るということであります。通常ですと、初年度に設計を組みまして、次年度に改修工事、3か年度に供用開始ということになるんですけども、このE S C O事業の場合は、設計と改修、一体的に発注を行いますので、1か年の工期の短縮が図れるということが一つ目のメリットでございます。

それと、二つ目ですけれども、設備更新費用の事業費の削減が図れるということで考えております。これにつきましては、通常の工事に比べますと、E S C O事業を導入した場合は、15年間になるんですけども、試算したところによりますと、約2,100万円ほど削減が図れるというようなメリットがございます。

それと、コストの平準化ですね。これは単年度の負担軽減が図れるということでありますので、3つ目のメリットと考えております。

それと4つ目ですけれども、15年間環境負荷のエネルギーデータの蓄積もしていきますので、今後さらに公共施設への活

用、また波及効果について、今後検討していく材料にも使えるということで考えております。

最後、5つ目ですけれども、設備の所有権につきましては、民間事業者が所有することになりますので、15年間は民間事業者の責任のもと、維持管理、運用を行っていくということになりますので、そういった緊急的な修繕ですとかについても、民間事業者が行うことになりますので、リスクの回避が図れるということで、5つのメリットがあると考えております。

○三好義治委員長 杉本部長。

○杉本総務部長 旧味舌小学校跡地の件でございます。確かに先ほど野口委員のご質問にもございましたけれども、昨年度計画を立てて、ことしになって変わっているということで、非常にすったもんだしたというご感想を持たれることは当然なのかと思えます。ただ、先ほど申しましたさまざまな経緯や、それから、大阪府との協議等の中での実現性の問題、それから、我々財政の担当として思いましたのは、例えば体育館の耐震工事をしたところで延命化できず、寿命は変わらない。その中でこれほどの3億円に近いお金をかけていくのが本当にいいのかどうかということをいろんな議論の中でしておりました。前副市長がどういうふうなお話をされたか私にはわかりませんが、そういった中で財政課として、やはりこれがスポーツ施設として使えなくなるということであれば、とてもそのお金を使うことについては問題があるのではありませんかということは、我々のほうから前副市長にご提案をしたことは事実でございます。その中でこういう方法はどうかというようなお話を病床ではありましたが、させていただ

いた中で決めていただいたということかと思っております。その点については、我々としてももっと早く先の見通しを持ってやっていくべき点もあったかなと思っておりますけれども、ただ、現在ご提案している内容というのは、現時点のベストではないのかなというふうに自負しているところもございます。

それから、売却の凍結について、中期財政見通しで、今は確かに69億円の土地が売れ、収入がありましたし、基金もあります。ですから、土地の売却を凍結したという言い方になっているかと思えます。これは、やはり今後の行財政改革でありますとか、将来のさまざまな行政需要がどうなっていくかということを考えて決定される、将来に委ねるべきものではないかと思えますので、現時点で凍結という言葉の選び方は我々としては財政面から見てもありがたいのではないかなというふうには考えております。ただ、それがいつまでどこまで凍結のままいけるのか、ずっといけるのかということについては、議員であったり市長であったりのご判断ということになっていくのではないかなというふうに、私たちは考えておるところでございます。

○三好義治委員長 橋本参事。

○橋本消防本部参事 渡辺委員の消防団員の実部隊の現状というお問い合わせでございますが、確かに全国的には消防団員の年齢というのは高年齢化してきていることと思えます。本市におきまして、今、数字は持っていないですけれども、摂津市においては、ある程度団員が退団されて、新しい団員が入ってくるという形で、そこまで高年齢化は進んでいないという認識でございます。

また、消防団員の充実というところで、

平成28年の4月にも改定させていただいたんですけど、摂津市の消防団活性化総合計画というのをつくっております。この中で消防団員のひとづくりというところで消防団員の確保とか消防訓練について、また消防団員のものづくり、こちらのほうで消防団員の機械器具の整備の充実というところと、消防団員のことづくりということで、消防団員の組織の確立、組織を見直していくとか、地域の連携とか、こういう形で皆さんにご説明もさせていただきます。消防本部と消防団が連携しながら、災害活動、またはそれに対しての訓練をどうやっていくかという形で研究を重ねまして、更なる消防団員の充実、強化に向けて努めてまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 ESCO事業に関しましては、私自身も勉強不足なので、その推移をしっかりと見ていきたいというふうに思います。

部長にご答弁いただいて、そのとおりのやまと納得することもありますけど、ただ、跡地問題に関しては市民がいろんな動きをされた。そこにはさまざまな方々の意見があったり、そして時間も多く費やした。それから確執もあったわけですね。地元の議員さんとの問題もいろいろあった。そういう点も踏まえて、余りにも簡単にその施策が変わった。説明を受けましたけど、空地があるわけです。それは災害時において、熊本地震の時みたいに車で寝泊まりするようなどころがあったらええなというような意見があったということもありますし、その空地が残されたというのもあるんですけど、ただ、財政面が非常にしんどくなりましたので、その空地はやっぱり売却することにしましたということをお答え

いという保証もないわけです。そういうことになると、これは選挙のためにそういうことになったのかと、先ほど前副市長が言ったか言わんかというような、それは今は確かめるわけにはいかへんねんけど、私にはそういう形で、選挙対策としてそういう形をまず打ち出すということをおっしゃっていました。だから、先ほど野口委員が言いましたように、山崎議員の一般質問が終わった後に、そういう形で発表をされた。現体制の中で、そういう跡地に関してはやっぱり今まで迷惑をかけたわけですよ。さまざまな人間に迷惑をかけたわけですよ。それに対しての一つのきちっとした誠意というか証というか、そういうものじゃないかというふうに思うんですが、その点もご答弁いただきたいと思います。

それから、消防団に関しては、私が普通の議員やったらそうですかと終わるんですけど、現実問題として、高齢化が進みましたら、いやが応でも実際の現場に行くときには、さまざまな加齢に伴う弊害が出てくるわけです。そういう現実がある中で、当然新しい団員も入ってきていただいているけど、例えば団の行事とか、それから事業に若い人らが実際参加されているかということになってきたら、名前だけはあるけど、現実問題として、仕事、子育て真っ最中の方々もたくさんおられるわけですから、参加できない方が多々おられるというふうに思うんです。だから、そういう数字上だけの話じゃなくて、実際そういう方々が現実に実動部隊として参加できないという仮定をして、今動ける人数でどういう形で災害なり火災を中心にしたさまざまなことに対してそういう状況の中で実際活動できるかということ、これはもう言いませんが、現実問題としてしっかりと

考えていただくことを要望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
○三好義治委員長 答弁に入る前に、E S C O事業については、事業内容、メリット、考え方について、後ほど各委員に資料を配るよう委員長として要請しておきます。

奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、渡辺委員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

E S C O事業のほうは、後ほど資料ということなんですが、一言E S C O事業について意見を述べさせていただきたいと思ひます。

建設整備費用、通常であれば躯体部分の建設費、それ以外に設備費として、電気とか、あるいは空調とか昇降機とかいろんな費用がございます。低層ビルと高層ビルによってその割合が変わるんですけども、一般的に言われているのは、建設躯体の経費に対する大体平均30%ぐらいが設備に係るであろうというふうに言われております。ただ、設備の償却期間なんですが、大体15年から20年ということになります。本市のほうの空調の設備は15年が過ぎて23年目に入っております。そういう部分では、通常言われている償却期間を十分過ぎておまして8年間ということになります。

それと、今まではそういう設備の部分について余り関心はなかったのではないかなと。建設費が幾らであり、ランニングコストが幾らでありと、そういうことで、そちらのほうについて目がいってしまうのですが、やはり設備のほうは忘れていたのではないかなというふうに思っております。そういう意味では、今回新たに取り組みますE S C O事業については、一つは老朽化

対策という意味では、新しい手法ということで、原課のほうが取り組んでいるところでございます。ただ、これは初めての取り組みですので、各市の例も聞きながら、それから、いろんな問題も出てこようかと思ひますが、その節はまた議員さんのお知恵を拝借したいというふうに思っております。

メリットを5点ほど課長が言いましたけれども、もう少しストレートなメリットを言わせていただきますと、15年間業者に支払いをします。その間、提言された光熱費は市が恩恵を受ける。そしたら、15年過ぎた後には、全く投資はなくて、要は光熱水費が軽減されたまま続いて市が恩恵を受けると。こういう最大のメリットがあるのではないかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、新しい事業ですので、皆さん方のお知恵を拝借したいと思ひます。

それから、公共施設の整備のことなんですけども、市制50周年を迎えて、市制開始当時は、かなりいろんな公共施設が積極的に整備されました。ちょうど高度成長時代と相まって、いろんな施設が整備されて、50周年を過ぎると、だんだん老朽化対策が必要になってきました。これは本市に限らず、ほかの市も同様に老朽化対策は喫緊の課題であろうかと思っております。

その中で、やはり老朽化の中でも、阪神淡路大震災の際には、耐震化対策も求められてきましたし、維持補修でお金をかけながらできるだけ財産を温存して、延命化をしたいということで今までやってまいりました。ところが、旧味舌小学校に関しましては、小学校の統廃合で用地が出てきたということでございます。そういう部分で過去の経過は余り十分認識をしております。

せんが、試行錯誤の中で一定の方向性が見えてきたのではないかなと。皆さん方にご迷惑をかけ、あるいは地域住民にも不信感を抱かせたかもわかりませんが、一定の方向は見えてきたのではないかなというふうに思っています。

基本的には、やはり市民の人が利用する施設でございますので、できるだけ多くの人の要望を生かした形の施設設備、再整備というのは、当然出てきます。ただし、これにも投資できる財源というのは限られてきますので、一定認められた財源の中で有効に使っていききたいというのは、私たちの願いでございます。

そこで、同じ敷地の中でも建物の整備の部分が当然お金が多額になってまいります。防災空地の分については、整地費は当然出てくるかと思えますけども、建物と比べては、余り高くはないのかなというふうに思っております。そういう意味では、何らかの都合のときにそれを売ってしまおうとかいう話は当然出てくるかもわかりませんが、何せ防災空地ですので、他に防災空地がある程度確保できれば、そんなこともあり得るかもわかりませんが、やはり市民の安全と安心を守る意味では、防災空地は、最後の最後まで残していきたいと、そういう気持ちで今後は進めていきたいというふうに思っております。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 その気持ちはわからんでもないんですけど、我々としたら、過去の経緯はわからないと副市長がおっしゃいましたが、過去の経緯があるわけなんですよ。過去の経緯でさまざまな方々が、さっきも言いましたようにすったもんだしながら、急遽、そういう形で方針転換された形になったわけです。そういう点で、不

信感があるわけですよ、不信感が。

だから、今言うたように、森山市長が何年しはるかかわらんけど、1期4年で後2期あるかわらんけど、その間は絶対売らへんし、売ることはしませんと言うてもらったら、地域住民が安心するわけで、さっきの答弁であつたら、そういうこともあるかもしれんというふうに言うてはったわけです。それをはっきり明言していただきたいんですよ。

明言せんと、皆さんは、不信感を持ったまま、またこういう形で、いざ、のど元過ぎればじゃないんやけど、そうなった場合に、財政面でいろんな理由をつけられて、売却されるおそれがあるのではないかと、いう危惧があるわけなんです。

熊本地震があつたから防災空地ということがあるかもしれんけど、例えば、それを他市に持っていくとか、そういう理由は何ぼでもつけれるわけですから、だから、今の段階で森山市長が市長である限り、しっかりとそれは残すということを言わないと、選挙目当てにこれやったんかということになってしまいます。その点だけ確認をお願いしたいと思います。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 再度のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど言いましたように、防災空地については、市民の安心・安全を守る意味では、最後の砦と思っております。

ただ、施設の利用の分については、やはり基本的に考えてますのは、複合施設化というようなことも当然出てきますし、施設の再配置というのも当然出てきます。

先ほど言いましたように、空地の部分については、先ほど、言葉足らずでしたけれども、自由になるというんですか、そうい

うような形でついつい考えがちですが、その部分については、最後までしっかり残していきたいというふうに思っております。

私の任期は4年ですので、4年間は決してそんなことはないようには最大限努力したいと思います。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 私のほうも、まず、旧味舌小学校の校舎解体に関する予算計上について1点だけお聞きしたいと思います。

先ほど、部長が、設計ができて、解体が決まって、それからアスベストとか騒音ですとか、地元の住民説明を行うと言っていました。この計画を上げてくるまでに住民説明が足りないため、理解を深められたのかというのが私は非常に疑問なんです。そこをお聞きしたいと思うんですが、先ほども、これまでの計画というのをずっと言われていましたけれども、例えば、この解体にしてみても、前に木造校舎の解体を決めたときも、あれは歴史的な校舎ですから、何とかして移動したりとか残せないかとかいう議論もありました。

先ほどの道路斜線の問題でも、3階の部分を取り除けば、それにはひっかからないけれども、下水道とか水道の設備とかの大幅な改修が必要やから壊すしかないんだとかいうような説明もありますけれども、ピアノですとか、調理室の什器ですとか、使えるものはいっぱいあるんじゃないかとか、どうなるんだとか、もったいないんじゃないかとか。

その後、跡地というか、活用用地がどうなるかがまだ全然出てきてない中で、校舎の3階部分をとって、残しておいたら何かに使えるかもしれないというような議論が後から起きないかとかいうようなことを検討されたかどうか、その辺をお聞きし

たいんです。

それをなしに、校舎も体育館もプールも、それこそ道路も含めて下水道まで、全部やりかえる、解体設計の補正予算が今回来ているわけですよ。

ですから、この解体の中身としては、校舎もプールも体育館も全てやって、道路もさわって、下水道までやってもらうというような中身ですよという説明を受けてるんですけども、この決定をして上げてきたのが住民説明の点が不十分なまま出てきたんじゃないかと思うんですけども、その点をお聞きしたいと思います。

それから、E S C O事業のほう、これは資料を出してくれはるようなんですけども、委員会としては採決するわけですよ。ですから、しっかり審査していきたいと思うんですが、この事業の内容で、E S C O事業は省エネ対策として、L E Dの取り替えから空調設備更新ですとか、いろんな設備をやって、ほかにも、今考えてられないことでも、断熱効果のある素材の壁紙を貼るとか、二重サッシにするとか、太陽光発電をつけるとか、いろいろあると思います。その中で、全部できるわけではないですし、それぞれのもので組み合わせて、どれほどの効果があるのかということです。総合的に頑張ってくれはる非常に大変な仕事だろうとは思いますが、それぞれの費用対効果の測定も全部やってくれはるというのはわかるんですけども、空調設備の更新だけでいえば、例えば、今度提案されるであろう空調設備の更新、同じ機器に更新するのであれば、E S C O事業に頼らなくても削減効果としては同じなのではないでしょうか。E S C O事業者に契約、手数料も払ってやってもらうという、どうしてもE S C O事業でなければならぬのかと

というのがなかなか理解できません。

それで、全部お任せしてしまうということになると、仮にですけど、E S C O 事業者が悪意があった場合には、割り引いた事業にされるというような可能性もないわけではないと思います。その報告とか連絡とか、そういう E S C O 事業者を監視したり、しっかりとやってもらうという担保というか、そういう中身についてもお聞かせいただければと思います。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 そうしましたら、E S C O 事業についてご答弁申し上げます。

これまでの空調設備の機器を更新すれば、それだけでも省エネルギー効果が図れるのではないかというようなお問い合わせであると思います。確かに、導入当時は一定の効果があらわれると思いますけども、この E S C O 事業の特徴といたしましては、最初にパフォーマンス契約というのを締結いたします。

このパフォーマンス契約というのは、光熱水費削減額を当初定めた中で、この一定の削減額をずっと 15 年間保証していくというような契約の内容になりますので、例えば、このパフォーマンス契約で定めた削減額を E S C O 事業者が達成できなかった場合は、ペナルティーを E S C O 事業者が課せられて、E S C O 事業者がその分を負担するというような特徴がございますので、15 年間一定、省エネルギー効果というのをずっと担保していかなければならないということで、通常の更新とはそこが大きな違いかと考えております。

それと、E S C O 事業者からの報告や今後のモニタリングですけども、これにつきましては、手法が何通りかあると思うんですけども、我々が考えていますのは、毎月、

月例での報告を求めていきたいと考えております。

それについては、省エネルギー効果ですとか、削減効果、これを毎月報告いただいた中で、E S C O 事業者にも毎月精算して、サービス料を払っていききたいというふうに考えています。

あと、旧味舌小学校校舎の解体についてのお問い合わせですけども、ことし7月に政策推進課を中心といたしまして、関係課が地元の味舌地区の連合自治会のほうに説明会に行っていました。

そのとき、私は、防災管財課長として、解体についての立場でお話を伺いましたけども、もちろん、解体につきましては、地元の声を聞いていく必要があるというふうに認識をいたしております。

ただ、解体に当たっては、先ほど部長が申しあげましたように、法的な問題ですとか規制についてクリアしていく問題が多々ございます。これについても今回、解体設計の中で、工法ですとか、また工程、工事の車両の搬入ルートなども設計に含めていく必要があるかなと考えておりますし、もちろん、アスベストの調査につきましても、検体をとって、詳細な調査もしていく必要があるかと思っております。

まずは、解体業者が決まらないことには、そういった詳細な説明もなかなかできないということで考えております。先ほど申しあげましたことし7月には、全体的なゾーニングの変更をもとに地元自治会のほうには説明してまいりましたけれども、解体工事の内容につきましても、地元に対しては、解体工事業者が決まり次第、また詳細な内容について説明していきたいということで、地元のほうにはご理解いただいているというふうに考えております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、解体のほうは、さつき避難所としての体育館や保育所の民営化というような話も出てますし、そういうことも、聞いてはおりますけども、なかなかその説明がきちんと皆さんに行き届いてないと思います。

例えば旧味舌小学校の問題について、自治会も週に何回も使っておられるんですね。

カラオケセットを置いてあるんですけども、どこに持っていこうかという話になってまして、実際、悩んではります。しばらくまだ使えるけどもとかいうような話になってるといふような話も聞いてるんです。

実際、校舎を解体するこの1点だけでも、いろいろ困るといふ方はいらっしゃる。そういう声が、本当に集められてるのかなと、どういふ検討されてるのかなと。庁内で検討して、解体も決定してという、トップダウンといふか、フリーハンドでやられてるということに非常に問題があると思っておりますので、しっかりと見直しといふか検討していただきたいと思っております。

E S C O事業のほうは、ペナルティーがあるからやらへんといふのは、法律があるから泥棒がおらへんといふのと同じような議論になっちゃうんですけども、市の行政のあり方として、民間でないといふ大変だといふのはわかるんですけど、自力で頑張れる方策はないのか。

どうしてもそこでE S C O事業を展開したい、そこには企業論理といふのが、どうしても働いてくるのかなといふ気がします。E S C O事業者が仕事をして、それが省エネになり利益になる、もうけになるという仕組みの大もとがあると思っております

ので、できるものであるならば、市役所の中の利益は事業者ではなくて、しっかりと市で確保するという考え方をもう一度検討してもらいたいと思っております。要望としておきます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時43分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第70号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時47分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第71号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 能力評価の結果を昇給の際に活用するといったことでございますが、これまで7級以上の課長級以上の方がその対象者であって、今回、それが5級、6級の方が対象に入ることになるかと思っております。対象になる方の人数を教えてくださいたいと思っております。

それから、この対象外の1級から4級の方の昇給については、どのような評価をされているのかということと、対象者に5級、6級の方が増えることで、今後期待される効果にはどのようなものがあるのか、そういうことを教えてくださいたいと思っております。

お願いします。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、福住委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、対象者数でございますけれども、係長級から部長級が対象になることで、約250名弱が対象となります。それと、1級から4級の職員の評価の部分でございますけれども、現在、試行という形で、能力評価のほうをさせていただいております。平成30年以降に評価の対象ということをご想定させていただいております。

それと、期待される効果でございますけれども、人事評価には能力評価と業績評価というものがございまして、どちらも評価する側の管理監督者と評価される側の職員がシートに基づいてきちんと面談をしながら、やはり評価される側の者にとっては、自分の弱点であったり、得意な分野であったりというところをきちんと評価していただくことによって、育成の部分にもつながりますし、そういったところで今までにない部分の効果というのが期待されるかと考えております。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 面談をしながらの評価ということでございます。どうしても評価される側というのは、黙って聞いてしまうのかなと思うところがありまして、評価された結果について、評価された側が何か意見を申し述べられるのか、また、納得ができないとか、そういったことのやりとりができるような機会があるのかについて教えていただきたいと思っております。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、ご答弁申し上げます。

面談の際には、基本的には1対1で面談

をするということになっておりますので、その際に、上司が評価される側の意見や考えをきっちり聞くということは研修等も言っているところですので、そういうところで言うと、多少、評価される側の職員がなかなか言いにくいという部分もあるというふうには思います。

そのあたりは、やはり上司が引き出すということも研修で想定しておりますので、その部分で言うと、きちんと吸い上げる、意見を聞くということで今後も指導していきたいというふうに思っておりますし、その次のステップとしては、苦情処理委員会ということも設けておりますので、そのあたりはきちんと適切に運営していきたいというふうに思っております。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 いずれにしましても、各職員の皆様の力が存分に発揮できるような評価であることを望んでおりますので、よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そしたら、幾つか質問させてもらいます。国家公務員において、人事評価制度が導入されたのが2009年です。国会でこの間、いろいろ議論もされてきていますので、いろんな問題が起きているということもご承知だと思いますが、最初に本市として2年前の第3回定例会に課長級以上の人事評価制度導入についての条例を提案されて、昨年度と今年度、2年目に入ってるわけです。

これに加えて、今回、今、ご答弁があったように係長級以上から導入しようということでもありますけれども、全体の奉仕者の立場である地方自治体での導入がいかかなものかという立場から、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、国会の審議状況でありますけれども、2009年から国家公務員に人事評価制度が導入された問題について、2年前の2月に総務省の人事評価に対する検討会が同制度の運用について、非常に難しい課題があると指摘しています。こういうことを紹介しながら、私どもの党派の国会議員も議論をしております。

問題は、職員の能力と業績を評価して賃金に反映する制度でありますけれども、その前段として、グループの目標が設定されます。この目標が問題なんです。間違っていれば、全体の奉仕者としての仕事ができないということで、いろんな事件が各地で発生してるということで、国会の場で指摘したのは、ニュースでも当時、大きな問題になりました。北九州市での生活保護申請を制限して、餓死者や自殺者が出たという問題がありました。

そうしたことを起こす材料がここに含まれてるというように思いますので、その点はきちっと受けとめていただいて、取り組みを進めることが大事だと思っております。

それで、まず、昨年度、課長級以上において実施をされました。その結果についてお尋ねしたいと思います。

これまで毎年、課長級以上については、自動的に4号級昇給していたのを、2号級から6号級、5段階に評価をして行くと。ということは、4,000円しか昇給しない方から、1万2,000円ふえるという、5段階が出てくるわけです。

こういう格好で実施されましたけれども、結果、その5段階評価のパーセントについて教えていただきたいと思っております。

それと、評価される側からのいろんな問題提起や意見もあるわけで、そういう結論を出すまでのいろんなやり方といいます

か、その辺、具体的にどうされたのか、あわせてお示しいただきたいと思っております。

それと、大阪府下の実施自治体の状況です。ことしから地方公務員法の改正によって、地方自治体で義務化になったわけでありまして、大阪府下でもお聞きしますと、吹田市とか岸和田市などは、人材育成に重きを置いた評価制度を行っている。つまり、全体で集団として頑張りますけれども、普通に頑張れば、賃金は変わらないという設定をしています。中身によっては、いろいろ懲戒に準ずるようなことがあった場合は、当然、そういう扱いをしますけれども、賃金に直接反映しない、いわゆる育成する方向でやっているということもありますので、そういう点からお尋ねしたいと思いますけれども、法律の関係で、地方自治体がそれと違ったことをやった場合、吹田市とか岸和田市とかは、そういうことでやっておりますけれども、法律の関係でどうなのかということ整理してお聞きします。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時56分 休憩)

(午後0時58分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

答弁を求めます。

大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、野口委員のご質問に答弁申し上げます。

まず1点目、管理職級以上の評価の過去の実績でございますけれども、平成27年1月1日、平成28年1月1日の2回実施しております、5段階ずつのパーセンテージでお答えをさせていただきます。

Sが2%、Aが6.8%。B、これが標準ですけれども85.1%。Cが4.7%。Dが1.4%ということになっております。

対象は、約七十数名ということになります。

それと、2点目、本市での評価の手法、その手続的なことも含めてですけれども、半期ごとに評価の期間というものを設定してございまして、4月から9月末、10月から3月末、この2回、2期で設定をしております。

職階ごとに、その役割、職責等に応じて評価の項目というものを定めてございまして、その評価の項目に沿って、上司である管理監督者が、その半期の間に業務遂行上、発揮した能力ということ、管理職の場合は3段階なんですけれども、A、B、Cで評価をつけます。

その期末に、つけた評価に基づいて面談を実施して、面談の中でのやりとり、評価される側の納得性も含めてですけれども、それを行った後に、人事課に提出をしていただきます。そこで最終、全て目を通す中で、必要であれば調整委員会というものがございまして、そこで調整をするという流れになっております。

三つ目が、府下の自治体の状況と人材育成についてです。人材育成としてのツールということのお話でございましてけれども、我々としても、基本的にはこの人事評価制度というのは、あくまでも人材育成の一つのツールということで認識をしております。

給与、賞与への反映というところに目が行きがちですけれども、これはやっぱり先ほどの面談のところにも通ずるところなんですけれども、上司がしっかり部下の勤務の状況、働きぶりというのをしっかり見る、このツールがあることによって見ることができる、また、見た上で、足りないところ、伸ばしていく必要があるところ、十分発揮できているところとできていない

ところを上司から提案というか提言をすることによって、部下も認識できるという流れになっておりますので、そういった意味では、人材育成に資するツールであると認識しております。

府下の自治体、近隣市、北摂地域で確認した状況によりますと、人事評価というのは業績評価と能力評価というのがございまして、昇給、1月1日の昇給に反映する場合と、6月と12月の賞与の勤勉手当に反映するケースがあるんですけれども北摂の市、全ての市において、いずれかには反映していると聞いております。

地方公務員法の改正が28年4月1日に施行になりましたので、全国的な状況で言いましても、人事評価制度の導入状況というのは、今年度中に導入するという自治体も含めると、市町村のレベルでいいますと、99.9%近くになっていたと思います。そういう形で、導入が進んでいるということでございます。

それと最後、地方公務員法についてのご質問でございましてけれども、地方公務員法上には、人事評価を給与とか分限とか、そういった人事管理に適切に活用するように書かれております。人事評価そのものの基準であったり手法であったりというのは、任命権者が定めるということになっておりますので、自治体の裁量になるのかなというふうに思っております。

その中で、やはり我々としては、人材育成というところにも重点を置きながら、その評価の手法、基準等については、検討を重ねて運用しているところでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 昨年から導入された結果については、パーセンテージの紹介がありましたけれども、実質的に8.8%の方が賃

金アップで6.1%の方が賃金ダウンということだと思えるんですけども、先ほど最初に申し上げたこの人事評価というものは、各課で目標を立てますから、目標によっては、いわゆる地方自治体の現場には相入れない、歪んだ方向に行く可能性もあります。

摂津市でも、そういうことではありませんけども、僕らから見てもおかしいという点では、税金の滞納処理だとか、過去も国民健康保険料の滞納整理についていろいろ改善を求めてきましたし、2003年には、大阪府下で集まって、7階講堂で国民健康保険の改善を求める集会も行われたり、いろんな公的な職場としておかしいことも起こる可能性があるんで、そういう点では、目標の設定の仕方だとかを含めて、いろいろきちんとしなければおかしい方向に行きますので、そういう性格を含んでるんだということを申し上げて、終わります。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 先ほど野口委員が言われたみたいに、人事評価を給与にも反映させるというツールについては、歪んだ方向というか、思想差別ですとか、パワハラや材料に使うなんていうことが、不幸にして上司に恵まれないで意図的な部分での評価が起きないようにしなければいけないという認識はあるのかお聞きします。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 ご答弁申し上げます。起きる可能性はゼロではないということは、当然言えると思います。

ただ、それは、評価する側もされる側もそうなんですけど、やはりこの人事評価制度というものの内容をきちんと理解して、結局、どういうところにその制度の結果と

いうことを活用していくかというのを正しく認識した上でその運用を図っていかなければ、認識が間違っておれば、違う方向に行く可能性があるということで、我々もそのところは、十分慎重に運用しているつもりでございますし、導入したから終わりではなく、研修についても毎年のようにやっておりますし、やはり評価する側の、意識レベルというのは非常に重要になってきますので、そのあたりは今後も引き続き、正しい評価、公平・公正な評価ができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 確かに評価も必要です、人材育成も必要ですし、それを否定するものではないんですけども、給与に反映させるということになれば、やっぱりその辺の影響というのがあると思うんです。

給与にリンクさせなくても評価と人材育成というのは可能だと思うんです。そういう意味で、地方公務員法の範疇ではありませんけれども、私としては、給与を盾にとってリンクさせていくということへの疑問が払拭できてないということだけ、言っておきたいと思います。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時7分 休憩)

(午後1時8分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第59号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第16条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決します。

委員長は、議案第59号所管分について、可決すべきものと裁決します。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号所管分について、可決することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第71号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第16条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決します。

委員長は、議案第71号について、可決すべきものと裁決します。

よって、本件は、可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後1時9分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好義治

総務常任委員 福住礼子